○国土交通省告示第八百四十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、告示する。

平成二十七年七月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

軽自動車の検査事務を行う事務所の名称及び変更後の所在地並びに検査事務を開始する日

名称	所在地	検査事務を開始する日
軽自動車検査協会東京主管事務所	東京都足立区宮城一丁目24番20号	平成二十七年七月二十一日
足立支所		

○国土交通省告示第八百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大金沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

東京都大島町元町

字弐千坪山　二七五番一、二七六番三、二七七番、二八一番、二八二番二から二八二番四まで、二八三番三から二八三番五まで、二八四番三、五六五番三及び五六五番五、五六六番一、五六七番、五六八番一、五六八番二、五六八番六、五六八番八及び五六八番九、五六九番一及び五六九番二、五七〇番、五七一番一、五七二番一、五七二番三及び五七二番五から五七二番七まで、五七三番一及び五七三番三、五七四番一及び五七四番三から五七四番六まで、五七五番、五七六番、五七七番、五七八番一及び五七八番四、五七九番一及び五七九番三、五八〇番一、五八〇番三及び五八〇番四、五八一番、五八四番、五八